

少額短期保険代理店委託契約書

株式会社きずな少額短期保険(以下「会社」という。)が頭書に表示する者(以下 「代理店」という)は、少額短期保険代理店業務の委託契約(以下「本契約」とい う。)を締結する。

会社と代理店は、この契約書の定めるところに従うほか、保険業法、その他関係法 令等を遵守しなければならない。

本契約締結の証として会社と代理店双方が記名捺印のうえ正本1通を作成し、会社 が正本を保有し、代理店はその写しを保有する。

年 月 日

〔会社〕

住 所 愛知県名古屋市中区錦二丁目 13 番 30 号

商 号 株式会社きずな少額短期保険

代表者名 代表取締役 門田 敏宏 印

〔代理店〕

住 所

商号

代表者名 印

第1条(目的)

本契約は、会社と代理店の間の権利、義務および責任について、明確に規定することを目的とする。

第2条(委託業務)

会社は代理店に次の各号に掲げる業務(以下「委託業務」という。)を委託する。

- (1) 会社を代理して行う少額短期保険契約(以下「保険契約」という。)の締結の媒介(以下「保険募集」という。)に関わる業務
- (2) 保険契約者(以下「契約者」という)、被保険者および保険金請求権者からの保 険契約にかかわる申し出の会社への伝達、ならびにこれに伴い会社との間に授 受される書類の受け渡し
- (3) 保険契約の失効および解約の防止に向けた業務
- (4) 保険契約の保全、契約者に対する情報提供等保険契約の維持管理業務
- (5) その他、少額短期保険業務に必要な事項で会社が特に指示した業務
- 2. 代理店は、保険契約の締結権、告知および保険料の受領権は有さない。
- 3. 本契約によって代理店が取扱う保険契約は、他代理店等が契約を締結した保険契約で、 移管を受けたものを含むものとする。

第3条 (代理店の登録等)

代理店は、前条に定める委託業務を行うため、保険業法に基づく登録を受ける。

- 2. 代理店が、頭書の事務所所在地以外に事務所を設ける場合には、あらかじめ会社の承認を得る。
- 3. 代理店は、次に掲げる代理店登録事項について変更が生じた場合は、遅滞なく会社に通知する。
 - (1) 商号、名称または氏名および住所を変更したとき
 - (2) 事務所の名称および所在地を変更したとき
 - (3) 法人の場合、その代表者の氏名を変更したとき
 - (4) 他に業務を行っているときは、その業務の種類
 - (5) 保険募集を行う予定の人員を新たに雇用または派遣、もしくは出向を受け入れたとき
 - (6) 募集人登録している人員が退職等により募集行為を行わなくなったとき
 - (7) その他代理店登録事項に変更が生じたとき
- 4. 代理店は、第1項および第3項に定める監督当局への登録および届出について、会社に委任する。

第4条(保険契約締結の媒介の報告)

代理店は、保険契約の締結を媒介した場合およびその保険契約について変更・解約等の申し出を受け付けたときは、会社の定めるところに従い、直ちに会社に報告する。

第5条 (適正・適切な保険募集等)

会社および代理店は、本契約の定めるところに従うほか、保険業法その関係法令等を遵守し、適正・適切な保険募集に努めなければならない。

- 2. 代理店は、会社の定める保険約款、引受基準等の条件、諸規程等の規定に従い第2条 第1項に定める委託業務を遂行しなければならない。
- 3. 代理店は、適正かつ適切な募集活動を遂行するために、次に掲げる募集体制の整備をしなければならない。
 - (1) 代理店内部規程
 - (2) 募集人の適切な指導・教育
 - (3) 自主点検等監査
 - (4) 本契約に基づき会社が行う代理店監査または自主点検等監査の結果に基づく 改善
 - (5) その他保険業法に基づく募集体制の整備
- 4. 代理店は、保険募集を行う場合には、会社から交付または事前に会社の承諾を得た募集文書等を使用し、保険契約者または被保険者に対して重要事項の説明(契約概要・注意喚起情報を含む。)を行わなければならない。
- 5. 代理店は、顧客の意向を把握し、これに沿った保険契約の提案、内容説明および顧客 の意向と保険内容が合致していることを顧客が確認する機会の提供を行わなければ ならない。

第6条(代理店手数料等)

会社は、代理店が取り扱った保険契約について、会社が領収した収入保険料(保険契約の条件等の変更により追加徴収した収入保険料を含む。以下同じ。)に対し、会社が別に定める代理店手数料規程に従い、代理店に代理店手数料を支払う。

- 2. 前項の手数料は、会社が代理店手数料規程に定める日に、代理店の指定する銀行口座に振込む。
- 3. 会社は、社会情勢の変化、その他の合理的な事由がある場合、代理店に相当期間をおいて予告することにより、代理店手数料規程を変更することができる。
- 4. 会社は、本契約が契約期間の満了、解約または解除により終了した場合、代理店に対し、終了日以降の手数料は支払わない。この場合、当該終了時点において、会社の規程等に基づき代理店から会社へ返還すべき手数料があるときは、その全額を代理店は会社に支払わなければならない。

第7条(割戻し等の禁止)

代理店は、直接であると間接であるとを問わず、保険契約者、被保険者およびこれらの関係者に対して、その手数料の全額もしくは一部に相当する金品を供与する等、保険料の割戻しに類する行為(供応その他名目・方法の如何を問わない。)をしてはならない。

第8条(保険事故発生の通知等)

代理店は、その取り扱った保険契約について、保険事故が生じたことを知ったときは、 直ちにその状況を会社に通知する。また、代理店は、被保険者が保険金請求手続きを円 滑に行えるよう援助する。

第9条(代理店業務に関する諸記録)

代理店は、委託業務を遂行するに必要な諸記録を会社の指示により、整理・保管する。

2. 代理店は、会社または会社が指定する者から、前項に定める諸記録の閲覧または説明を求められた場合は、これに応じる。また、委託業務に関する報告書または諸記録の提出を求められたときもまた同様とする。

第10条(業務用物品等)

会社が代理店に提供した委託業務に関する帳簿、書類、用紙、印章、看板、器具等は、すべて会社の所有とする。代理店は、会社の請求があれば、これらの業務用物品を遅滞なく返還する。

第11条(守秘義務)

代理店は、本契約に関連して知得した会社の情報(次の各号のいずれかに該当すること を代理店が立証できるものを除き、以下「秘密情報」という。)を、会社の書面による 事前の承諾なく第三者に対して開示してはならない。

- (1) 受領前から代理店が独自に保有していた情報
- (2) 受領時において公知の情報
- (3) 受領後に代理店の帰責事由によらずに公知となった情報
- (4) 受領後に、代理店が独自に開発した情報又は第三者から秘密保持義務を負うこと なく受領した情報
- 2. 代理店は、裁判所、行政庁その他の公的機関から秘密情報の開示要求を受けた場合、 速やかに(法令上可能な限り事前に)会社に対してその事実を通知し、会社が開示要 求を争う機会を確保なければならない。また、当該開示要求に従って秘密情報を開示 するときも、その守秘性を可能な限り保持するための措置をとるものとする。

第12条(他の保険会社との代理店委託契約)

代理店は、他の少額短期保険会社と代理店委託契約を締結する場合は、あらかじめ会社の書面による承認を得る。

2. 代理店は、既に委託を受けている他の保険会社との間において、委託保険種類を変更した場合または少額短期保険代理店委託契約を解除した場合は、遅滞なく会社に通知する。

第13条(少額短期保険募集従事者)

代理店は、その役員(代表権のある役員を含む。)または使用人に少額短期保険の募集を行わせる場合には、保険募集に従事する者に対して会社が定める所定の教育を修了させた上で、少額短期保険募集人試験を受験させ合格後監督当局へ届出を提出し、募集業務を行う。

- 2. 代理店は、少額短期保険の募集を行う役員または使用人をあらかじめ会社に通知し監督 当局へ届出をしなければならない。
- 3. 代理店は、少額短期保険の募集を行う役員または使用人について変更があった場合は、 遅滞なく会社に通知する。

第14条(募集文書等)

代理店は、募集文書等を作成・配布する場合は、事前に会社の指示に従う。

2. 前項に定める募集文書等とは、パンフレット、リーフレットおよび新聞広告、印刷物、 看板、その他媒体を問わず保険募集に関連する一切の文書類をいう。なお、インターネットを利用して保険募集を行う場合やテレビコマーシャルの放映等電気通信その他媒体による場合もこれに含む。

第15条(他の代理店および保険仲立人への募集の委託、手数料支払の禁止)

代理店は、他の代理店および保険仲立人に対して保険募集の委託を行い、または保険募集に関して手数料、報酬その他の対価を支払ってはならない。また、代理店は、他の代理店および保険仲立人から保険募集の委託を受け、または保険募集に関して手数料、報酬その他の対価を受け取ってはならない。

第16条(代理店と保険仲立人との共同募集の禁止)

代理店は、保険仲立人と共同して保険募集を行ってはならない。

第 17 条 (保険仲立人との兼営の禁止)

代理店は、保険仲立人を兼営してはならない。

第 18 条 (顧客契約情報の管理)

代理店は、顧客の保険契約の契約情報を厳正に管理しなければならない。

第 19条 (債権譲渡の禁止)

代理店は、委託業務遂行の結果、会社に対して生じた報酬請求権その他の請求権等、本契約より生じ、又は本契約に関連して生じた債権について、第三者に対して譲渡すること及び第三者に対する担保としての提供(質入れを含む。)すること等の一切の処分を行ってはならない。

2. 代理店は、本契約に基づく義務についても、第三者に対する承継(会社分割に伴う承

第20条(反社会的勢力および暴力的要求行為等の排除)

会社および代理店は、相手方および相手方の役員ならびに使用人が、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。)、 暴力団準構成員、暴力団関連企業、総会屋等その他これらに準ずる者(以下「反 社会的勢力」という。)
- (2) 反社会的勢力がその経営を支配していること
- (3) 反社会的勢力が実質的にその経営に関与していると認められること
- (4) 会社および代理店、会社および代理店の役員および使用人の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的などをもって、不当に反社会的勢力を利用していること
- (5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (6) 役員または経営を実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2. 会社および代理店は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約する。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 相手方および保険契約者等に対して、脅迫的な言動、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方もしくはその関係者の信用を毀損し、または相手方もしくはその関係者の業務を妨害する行為
- 3. 会社および代理店は、反社会的勢力との関係遮断に努め、公共の信頼を維持し、適切かつ健全に業務を遂行する。
- 4. 会社および代理店は、相手方または相手方の役員ならびに使用人が前各項の規定に反した場合は、書面による通知によりただちに本契約を解除することができる。
- 5. 会社および代理店は、本契約の解除により相手方に損害が生じても賠償の責を負わない。

第21条(不祥事件等に適用する措置対応)

代理店に不祥事件等があった場合、会社は別に定める「不祥事件等取扱規程」に基づいて代理店に対して処置を行う。

第22条(本契約の有効期間・解除)

本契約の有効期間(以下「契約期間」という。)は本契約締結日から1年間(以下「契約期間満了日」という。)とする。契約期間満了日の2ヶ月前までに、会社・代理店い

ずれからも書面による別段の意思表示がない限り、本契約は同一条件をもって1年間 自動更新される。

- 2. 前項の規定にかかわらず、代理店について次に掲げる事由が生じた場合、本契約は当然に終了する。
 - (1) 代理店登録が取り消された場合
 - (2) 代理店業務を廃止した場合
 - (3) 会社が、電話、FAX送信、書面、電子メール等にて通知しているにもかかわらず、代理店との連絡が3営業日以上とれない場合
 - (4) 少額短期保険募集従事者が不在となった場合
 - (5) 次のいずれかの事由に該当する場合
 - ① 差押え、仮差押え、仮処分、保全差押え、滞納処分、または強制執行を受けた場合
 - ② 手形・小切手の不渡りもしくは支払停止があった場合
 - ③ 破産、特別清算、再生手続開始、その他整理手続きの申立てがあった場合
 - ④ 第 21 条 (不祥事件等に適用する措置対応) に該当する行為を行い、会社が本 契約を継続しがたいと判断した場合
 - ⑤ 上記①から④までのほか、会社と代理店との信頼関係を損なう行為をしたと会 社が判断した場合
- 3. 代理店と会社は、双方の合意により、本契約を解除することができる。
- 4. 代理店または会社は、2ヶ月前に文書により予告して、本契約を解除することができる。
- 5. 会社は、次の各号に掲げる事由の場合には、文書により通知し、何時でも本契約を解除することができる。なお、会社が本契約に基づき行う代理店に対する文書による通知は、本契約書に表示する事務所所在地(ただし、住所の変更があった場合において、第3条(代理店の登録等)第3項に基づき通知されたときはその通知された住所地)に対して発送すれば足りるものとし、当該文書による当社の意思表示は発送をもって代理店に到達したものとみなす。
 - (1) 代理店が、本契約締結時前3年以内に、保険料または保険金の流用・費消等、 保険代理店業務に関して著しく不適当な行為を行ったこと、その他、本契約の締 結時点で保険業法第279条に定める代理店登録拒否事由に該当していたこと が判明した場合
 - (2) 代理店が、継続して委託業務を自ら行わない場合 (12ヶ月間にわたり、代理店の媒介による保険契約の成約件数が1件未満であるときを含む。)
 - (3) 代理店が、保険契約者または被保険者の利益を害した場合
 - (4) 代理店が、会社の信用を傷つけた場合または会社の業務を妨害した場合
 - (5) その他代理店が、本契約書の規定に違反した場合
 - (6) 会社に代理店の所在が不明となった場合
- 6. 前各項において、本契約が終了または解除された場合、代理店は、ただちに会社に対し

て事務の引き継ぎを行い、第9条に定める会社の所有物を返還するとともに、未精算勘定がある場合は、遅滞なく会社に精算する。

第23条(契約終了後の遵守事項等)

代理店は、本契約が契約期間の満了、解除等により終了した場合、契約終了時における代理店業務の状況を会社に報告しなければならない。

- 2. 本契約が終了した場合、代理店は、ただちに次のことを行う。代理店がこれらを怠ったときは、代理店は、会社に対し、これにより会社に生じた一切の損害(逸失利益、弁護士費用及び特別事情に基づく損害を含む。)を賠償する義務を負う。
 - (1) 会社に対する事務の引継
 - (2) 保険契約者捺印済の加入申込書の送付
 - (3) 業務用品の返還
 - (4) 代理店である旨を表示している看板、案内板等掲示物の撤去または抹消
 - (5) 監督当局に提出すべき書類の提出
- 3. 代理店は、本契約が終了した日以降に第2条第1項に定める委託業務を一切行ってはならない。
- 4.代理店は、本契約の終了事由のいかんにかかわらず、本契約の終了に起因または関連し、会社に対して補償その他名目のいかんを問わず、いかなる金銭等も請求することができない。
- 5. 代理店は、保険契約に基づく権利が会社にあることを理解し、会社が保険契約者に対して保険契約更新の案内をする権利を妨げてはならない。

第24条(代理店の監査)

会社は、代理店に対して本件業務が適切に行われているかをいつでもその事務所等に 立ち入って監査することができる。また、代理店は監査に積極的に協力しなければな らない。

第 25 条 (損害の賠償)

会社または代理店が本契約の規定に違反したことによって、その相手方に損害を与え、 法律上の損害賠償義務が発生した場合、会社または代理店は、それにより生じた損害 を賠償する。ただし、本契約に別段の定めがあるときは、当該定めに従う。

2. 前項の賠償義務者は、本契約が終了または解除された後であっても、前項の賠償の義務を免れない。

第26条(地位譲渡の禁止)

代理店は、事前に会社が書面により認めた場合を除き、本契約による代理店の地位を譲渡することはできない。

第27条(協議事項)

会社および代理店は相互に協力のうえ、本契約を信義誠実の原則にもとづいて履行するものとし本契約に定めのない事項および疑義の生じた事項については協議のうえ 定めるものとする。

第28条 (管轄裁判所)

本契約から生じる権利義務に関する訴訟については、会社の本店所在地を管轄する裁判所をもって、第一審の専属的合意管轄裁判所とする。会社又は代理店がその他の裁判上の手続を行う場合もこれと同様とする。